

職員の道路交通法違反（酒気帯び運転及び無免許運転）について

1 事案の概要

職員が酒気帯び運転による運転免許取消処分を受けていたにもかかわらず、その事実を報告せず、長期間に渡り、無免許で公用車を含む自動車を運転していたことが判明した。

2 職員

総務部管財課 係長級 46歳（男性）

3 経過

令和5年10月12日、午前9時5分頃、職員が通勤のため自家用車で走行中に、前方を走っていた車と接触事故を起こし、相手方の通報により現場に駆け付けた警察官の聴取において、職員が無免許であることが判明した。

今回の事案の経緯は、次のとおりである。

- ・令和4年3月4日、当該職員は勤務終了後に一人で飲食店で飲酒し、その後、自ら運転する自家用車で帰宅途中、警ら中のパトカーから停止の指示を受け、警察官による呼気検査でアルコール濃度0.25mg/l 検知されたことから、酒気帯び運転で検挙された。
- ・職員服務規程では、捜査機関による取り調べ等を受けた場合、速やかに所属長に報告するよう規定しているが、職員はその事実を報告していなかった。
- ・上記酒気帯び運転により、令和4年4月14日付で岩手県公安委員会から運転免許取消処分を受けていたにもかかわらず、今回の自家用車での接触事故を起こすまでの1年6箇月の間、公務での公用車の運転及び通勤を含め私用での自家用車の運転を行っていた。

4 今後の対応

事実関係を詳細に確認の上、厳正な処分を行う予定である。